

令和3年度第1回長野県文化財保護審議会 会議録

日時：令和3年9月13日（月）10時00分～12時00分

会場：オンライン会議（長野合同庁舎南庁舎 601号室）

出席委員：佐々木会長、井田委員、市澤委員、入江委員、岩佐委員、上野委員、小野委員、高橋委員、土本委員、松崎委員、村山委員、山田委員、吉田委員、吉村委員（14名）

1 開会

○事務局（小林課長補佐兼文化財係長）

(1) 課長あいさつ

○事務局（久保文化財・生涯学習課長）

おはようございます。長野県教育委員会文化財・生涯学習課長の久保友二でございます。本年4月から課長を拝命いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、御多忙の中、令和3年度第1回文化財保護審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から文化財の調査等で御協力、御尽力いただいておりますことを、改めまして厚く御礼申し上げます。

長野県内でも、新型コロナウイルス感染症が広がっておりまして、社会生活に様々な影響が出ているところでございます。引き続き感染予防に万全を期すため、今回の審議会は原則オンラインにて、また、全体会のみという形で開催をさせていただきます。委員の皆さまにおかれましては、御不便をおかけいたしますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会ですが、令和2年度の第1回審議회를昨年9月に開催した際、諮問いたしました指定案件の審議を中心にお願いいたします。また、新たに県宝指定の諮問1件についても予定しているところでございます。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところお時間を頂戴いたしますけれども、ぜひよろしく御審議のほどお願いいたします。

簡単でございますが、開会に当たりまして御挨拶といたします。本日はよろしくお願いいたします。

<審議会成立報告>

○事務局（小林課長補佐兼文化財係長）

本日の委員出席状況について申し上げます。審議会委員15名中、14名の委員の皆様にご出席をいただいております。委員の過半数のご出席をいただいておりますので、長野県文化財保護条例第42条第2項の規定により、本会が成立することを御報告いたします。

1点、資料の訂正をお願いいたします。お配りしたお手元の資料の2ページ、長野県文化財保護審議会委員名簿の岩佐先生の担当分野が誤っておりました。大変申し訳ございません。植物となっていると思いますが、御専門は美術工芸品の彫刻分野ということでござ

います。岩佐先生には、大変失礼いたしました。申し訳ございません。先ほど申し上げたとおりに資料の修正をお願いいたします。

(2) 会長選出

○事務局（小林課長補佐兼文化財係長）

それでは、会議を進めたいと思います。本日は委員改選後、最初の審議会でございますので、長野県文化財保護条例第 41 条第 1 項の規定に基づきまして、会長の選出をお願いしたいと思います。

なお、条例では、審議会に会長を置き委員が互選するでございますので、委員の皆様、どなたか御推薦等ございましたら、御発言をお願いいたします。

今、市澤先生から挙手がございました。それでは、市澤先生お願いいたします。

○市澤委員

はい。引き続いて佐々木委員に会長をお願いできればと思います。いかがでしょうか。

○事務局（小林課長補佐兼文化財係長）

ただいま市澤委員から、佐々木委員に引き続き会長をお務めいただければという御発言がございました。

ほかの委員の皆様、何か御意見はございますでしょうか。特によろしいでしょうか。

それでは、引き続き佐々木委員様に会長をお務めいただきたいと考えますが、御意見等ありましたら御発言をお願いします。よろしいですか。

○委員一同

【異議なし】

○事務局（小林課長補佐兼文化財係長）

それでは、ほかの委員の皆様から御異存ないということですので、引き続き、佐々木委員に会長を務めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(3) 会長あいさつ、会長職務代理指名

○事務局（小林課長補佐兼文化財係長）

ただいま会長に選出されました佐々木会長から、御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○佐々木会長

佐々木です。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

本日も新型コロナウイルスの感染拡大のおかげで、東京・名古屋・大阪など 19 都道府県で緊急事態宣言が出されております。そこで、不要不急の外出は避けろとか、都道府県の県境をまたぐなとか、いろんなことが言われております。

長野県はそういった宣言は出されていないのですが、昨日まで集中対策期間が設定されていて、同様のことが言われていました。昨日、解除されたのですが、同様のことを引き続き行ってほしいと知事から要望が出されています。

このような下で何ができるかと考えてみますと、やはり今までの調査の記録や手持ちの資料の確認、これはできるだろうと思います。まず、確認して、文化財としての価値はどのようなのか、あるいは新しい面が見えてこないのかなど、そういったことなら可能です。つまり、文化財の価値の再確認や、新たな面の発見といったことができると思います。

私も今行っているのですが、ぜひ委員の皆様にもそうしていただいて、新たな価値が見いだされたものにつきましては、新指定につなげていていただきたいと思います。

このような状況ですが、本当にどこにも行けずに、皆様も大変な思いをされていると思いますが、ぜひそういったことを行っていただきたいと思います。行動が限られているのですが、これぐらいはできそうですので、ぜひお願いしたいと思います。

短いですが、これで挨拶としたいと思います。ありがとうございました。

○事務局（小林課長補佐兼文化財係長）

佐々木会長、ありがとうございました。

○佐々木会長

それでは、条例第 41 条第 3 項に、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が職務を代理する旨の規定があります。

それで、引き続き松崎委員を指名したいと思います。よろしく願いいたします。

次に、事務局からお願いいたします。

(4) 諸報告

【配布資料、日程確認】

○事務局（小林課長補佐兼文化財係長）

【配布資料及び日程の確認】

【文化財指定の状況の確認】

【令和 3 年 8 月の大雨による被害状況の報告】

2 審議

<議長選任>

○事務局（小林課長補佐兼文化財係長）

続いて、審議をお願いしたいと思います。議長につきましては、佐々木会長、よろしくお願いいたします。

○佐々木会長

それでは、議長を務めさせていただきます。議事が円滑に進みますよう、委員の皆様のお協力をお願いいたします。

<議事録署名人の指名>

○佐々木会長

最初に、本日の議事録署名人を指名いたします。

高橋委員、岩佐委員にお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、よろしくお願いいたします。

<会議の撮影、傍聴の許可>

○佐々木会長

次に、審議会の傍聴者による会議の撮影、録音について、事前に皆様にお諮りした上で認めてきたところです。本日もこれを許可したいと思います。御異議はございませんか。

○委員一同

【異議なし】

○佐々木会長

よろしいですね。御異議がありませんので、傍聴者による会議の撮影及び録音について、これを許可いたします。

(1) 議題

<議第1号 長野県宝の指定の答申について 「東一本柳古墳出土品」>

○佐々木会長

それでは、現在審議会に諮問されている案件について、審議いたします。

まず、議第1号の「東一本柳古墳出土品」につきまして、御審議をお願いいたします。この案件につきまして、担当の市澤委員から御説明をお願いいたします。

○市澤委員

【資料に基づき説明】

○佐々木会長

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

○岩佐委員

よろしいでしょうか。

○佐々木会長

はい。お願いいたします。

○岩佐委員

岩佐と申します。少し質問ですが、22 ページの上から 4 行目です。この製作には鞍作止利に代表される「止利派」が大きく関わったとされると書かれておるんですが、鞍作止利というのは、鞍作氏といって馬具製作者の出身ではあるのですが、主に仏像をつくっている日本の最初の仏師としてよく知られています。

止利派というのは、私は彫刻史をやっているものですから、仏像に適用されることが多いのですが、馬具に関しても止利派という概念は成立しているのでしょうか。その辺りをお願いいたします。

○市澤委員

ありがとうございます。その点につきましては、正直、馬具で止利派ということまでは明確になっておりません。現在はただ、俗に言うと、考古の中でこういったものを毛彫りで新しい技術が入ってきた、そこに止利派が関わっているのではないかという言い方、程度になっています。

○岩佐委員

私は藤ノ木古墳とかああいう優れた馬具などに、かなり鞍作止利などそういう技術がやはりあるのではないかと考えていますが、馬具に止利派という概念があるのかということに興味を持ったので、今お聞きしました。

ただ、こう書かれてしまうと、鞍作止利が関係して製作に携わった、その新出の資料としての評価ということになると、ちょっと意味合いが違ってくると思います。ですから、ここら辺は少し書き方を変えたほうがよろしいのではないかと思います。

○市澤委員

ありがとうございます。少し検討してみます。

○岩佐委員

ただ、この 24 ページの 5 番の飾金具は蓮弁があるのですが、蓮弁の子弁の上にやはり毛書きで細い線がありますよね。実は、いわゆる仏像での止利派といわれている金銅仏があるのですが、その仏像の台座の蓮弁に、やはりこれと似た蓮弁が出てきます。ですから、この点は非常に興味深いと思いました。

○市澤委員

やはりその毛彫りの技法というか、技術が入ってきて、それが仏像などのところに中心に入ってきて、それが馬具などにも転用されるという言い方ができるのか、そういった技術を持った者が馬具制作にも入ってくるのか、そこら辺をもう少し深めていかないと、今、先生からお伺いして思いました。

○岩佐委員

ですから、逆に5番の飾金具などが止利派との接点を示す資料になっていくのかと思っ
て、大変興味深く拝見いたしました。

○市澤委員

ありがとうございます。

○岩佐委員

以上です。どうもありがとうございました。

○佐々木会長

ありがとうございました。

ほかに何かございますか。

それでは私から1点確認したいのですが、この出土品は先ほど、この古墳には2つの棺
床があると書いていましたが、どちらのものも含んでいるのですか、それとも重要な下の
第2棺床だけなのでしょうか。

○市澤委員

今回はあくまでも東一本柳古墳出土品ということで、第1棺床は平安時代になって追葬
の結果ですので、ここのものは一切含んでおりません。全て第2棺床、下の面から出てき
たものを一括と捉えています。

○佐々木会長

ありがとうございました。

ほかに何か御質問や御意見ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、本日のところは22ページの上から4行目、5行目の表現について、今後再検
討させていただくということを踏まえまして、この物件自体、長野県宝に指定することが
適当であると考えてよろしいでしょうか。

○委員一同

【異議なし】

○佐々木会長

ありがとうございました。

それでは、本件につきまして、長野県宝に指定することが適当である旨、答申したいと
思います。御異議ございますか。

○委員一同

【異議なし】

○佐々木会長

ありがとうございました。

それでは、「東一本柳古墳出土品」につきまして、長野県宝に指定することが適当である旨、答申することに決定いたします。

事務局から答申書（案）を配付してください。オンライン参加の委員には、画面を提示してください。

【答申書（案）の配付】

○佐々木会長

ウェブで参加の皆様、画面が見えますでしょうか。

この答申書の案につきまして、何か御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○委員一同

【異議なし】

○佐々木会長

それでは、本案を答申書として決定いたします。ありがとうございました。

なお、この 22 ページの表現につきましては、また後日、修正案を事務局から皆様に送らせていただきますので、よろしく願いいたします。

(2) 諮問

○佐々木会長

次に、本日付で長野県教育委員会から諮問がされています。事務局から事前に諮問書の写しが配付されているかと思しますので、そちらを御覧ください。

【諮問書の写しの配付】

○佐々木会長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（久保文化財・生涯学習課長）

よろしく願いいたします。諮問書について御説明いたします。本日お配りしております資料の 38 ページのほうに本日付の諮問書を掲示してございます。

今回、諮問いたしますのは、長野県宝に指定する文化財として、飯田市に所在しております「信濃国飯田城絵図」の 1 件でございます。詳細につきましては、担当から御説明を申し上げます。

○事務局

【資料に基づき説明】

○佐々木会長

ありがとうございました。以上、長野県宝指定 1 件が諮問されました。ただいま説明がありました件につきまして、御意見、御質問等がございましたら御発言をお願いいたします。吉田委員さん。

○吉田委員

御説明をどうもありがとうございました。

こちらの絵図につきまして、文章上はこちらで結構なのですが、ただ、諮問理由としてもう一言、付け加えたいところがあります。

まず、二ポツ目に、「藩主の交代により絵図が引き継がれた際の変更点を 3 色の貼り紙で表しているが、それが欠損せずに残っている」という部分があります。もちろん、貼り紙が欠損せずに残っているということ自身も、史料的价值を高めている点といえますが、むしろその貼り紙によって、この絵図の作成年代を考証でき、絵図の作成年代をある程度比定できるというところが、重要かと思えます。

城絵図という名称ですが、城絵図というのは、城内、つまり本丸・二の丸・三の丸、大手門の内側が城内ですが、それに城下町も含めて、広く城絵図と呼んでいます。幕府が命じて作成させた「正保城絵図」、これは国の有形文化財になっていますけれども、これも城内と城下町を描いた絵図で、「城絵図」という名称になっています。藩の引き渡しをするときに幕府が仲介し、城絵図が引き渡されることは、ほかの藩でもあり、たとえば松本城にもこういった貼り紙の貼ったものは遺っています。ただ、松本などでも正保城絵図は残っておらず、正確に城と城下町を描いた絵図は、享保期まで下ります。正保城絵図は、信濃国の中では高遠と上田の城絵図くらいしかありません。(飯山城絵図と 3 点です)

飯田城絵図は、正保城絵図とほとんど構図が同じ形で作られていて、貼り紙には、曲輪内の建物、あるいは城下町の武家屋敷地の縦横の寸法なども書かれています。青色の貼り紙は脇坂時代に誰が使っていた屋敷かを記し、白は次の堀の時代には誰が使うことになったか、堀家で武家屋敷地の配置のために使っていたと思われる。ですから、寛文期という 17 世紀後期の城絵図として、飯田城の絵図は貴重なものだと思います。

すみません長くなりましたが、補足的に説明させていただきました。

○佐々木会長

ありがとうございました。重要な説明だったと思います。

ほかに御意見や御質問はございますか。よろしいでしょうか。

○上野委員

ちょっと確認だけさせてください。この諮問物件が非常に貴重なものだというのはよく分かりました。補足説明でもよく分かりました。

それで、確認したいことなのですが、県の指定で歴史資料を扱ったりする場合の年代の区分というのは、ここでは一応、江戸前期となっていて、先ほど吉田先生も寛文期とおっしゃられましたが、県指定の場合でこういう歴史資料の江戸時代で区分する場合、江戸前期はいつからいつまでになるのでしょうか。

国指定の建造物の年代区分だと、寛文は江戸中期に入れてしまいます。いつぐらいから江戸前期と言っているのかを確認したかったのが1点です。

もう一つ、これは3メートル掛ける2.5メートルと、かなり大きいです。当然、これは1枚の料紙に描いているとは思えず、縦横何枚かを継いでいると思います。細かい寸法までは特にいいのですが、この絵図の情報として、何紙継ぎなのか答申のときに教えていただければありがたいと思います。縦何枚なのか、横何枚なのかは分からないですが、そういう書き方を加えてもらえればと思いました。

最後は、36ページの全体の写真と、ほかの本丸と三の丸部分の貼り紙拡大の部分は、天地が逆です。全体図のところの一番下のほうのやや左側、ここに本丸があります。下の本丸図はたぶん文字の書き込みに合わせて反転して載せているということですか。

○事務局（猿谷）

そのとおりです。3点目に関しては、文字に合わせて反転してございます。

○上野委員

分かりました。ありがとうございました。

○事務局（猿谷）

先生、ありがとうございます。2点目に関して、これが何枚で構成されているかに関しては、答申までにお示しするようにいたします。

最初の問いですが、江戸前期というのはいつまでかということに関して、有形の中でも建造物と美術工芸品等で時期の捉え方が異なるかどうかについては、また後日御返答させていただくといいですか、実情がどうなっているかも含めて考えさせてもらえればと思っています。

○上野委員

もちろんそれで結構ですし、ここに制作年代について、先ほど吉田先生の説明で寛文期頃だろうということが念頭にあれば、むしろ17世紀中期ぐらいにしたほうがよいと思った次第です。

○吉田委員

すみません。歴史学のほうでの考え方としては、建造物の時代区分とやはり少し違うのかと思います。歴史のほうでは、寛文・延宝期ぐらいまでは江戸前期と考えています。もちろん、江戸初期とすると、やはり17世紀前半の寛永期ぐらいまでのイメージですから、ここでは一応、広く取って、江戸前期の最後の段階ということでもいいかと思います。確かにおっしゃるように、これが寛文期に作成されたという断定がなかなか難しいですが、脇坂が寛文12年に転封になっていますので、付箋の時期はその頃と大体確定できるといわ

れています。ただ、貼り紙のない絵図の部分がいつ制作されたのかというところは確定できず、かなり幅を持たせて考えて置く必要があると思います。

その辺りのところは、この諮問の後、答申までの間に調査を進めて、もう少し限定できるのであれば、確かにおっしゃるような形が望ましいと思いますので、私も一緒に調査報告までにつくりたいと思います。

ありがとうございます。

○上野委員

ありがとうございました。よろしく願いいたします。

○佐々木会長

ありがとうございました。それではそのように、今後の調査をお願いしたいと思います。ほかに御意見、御質問はございませんか。

○委員一同

【質疑等なし】

○佐々木会長

それでは、本日諮問のありました1件につきましては、有形文化財部会で担当の委員を中心に、答申に向けて調査等をよろしく願いいたします。

(3) その他

○佐々木会長

次に、その他といたしまして、委員各位から何かございますか。また、事務局から何かございますか。

○事務局（小林課長補佐兼文化財係長）

ありがとうございます。

今回はコロナの状況もありまして、ただいま御審議いただきました全体会の実施とさせていただいたところでございます。本来であれば部会も併せて開催したいところですが、オンラインということで本日は全体会のみとさせていただきました。

部会につきましては、こちら事務局のそれぞれの担当から委員の皆様に御都合をお伺いしまして、恐らく本日と同様にオンラインでの開催となろうかと思っております。その節には、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○佐々木会長

委員の皆様、何かございませんか。よろしいですか。

それでは、本日の議事は全て終了いたしました。委員の皆様の御協力に対しまして、感謝申し上げます。

進行を事務局にお返しいたします。

(4) 答申

○事務局（小林課長補佐兼文化財係長）

いろいろオンラインで至らぬ点がございまして、大変失礼いたしました。

それではここで、先ほど長野県宝指定の答申をいただきました「東一本柳古墳出土品」につきまして、佐々木会長から答申書の交付をお願いいたします。

○佐々木会長

長野県宝の指定について（答申）、令和2年9月3日付、2教文第246号で諮問されたこのことについて、下記のとおり長野県宝に指定することが適当である旨、答申いたします。

名称「東一本柳古墳出土品」。員数、264点。所在地、佐久市。所有者、佐久市。

よろしく申し上げます。

【佐々木会長から久保課長へ答申書を手交】

○事務局（久保文化財・生涯学習課長）

ありがとうございます。

ただいま答申いただきましたので、指定に向けて手続きを進めてまいります。どうもありがとうございます。

(5) 課長あいさつ

○事務局（小林課長補佐兼文化財係長）

それでは、長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課長から挨拶を申し上げます。

○事務局（久保文化財・生涯学習課長）

本日は、ウェブ会議という形で制約がある中で、慎重に御審議をいただきましてありがとうございました。

ただいま指定が適当であるとの答申をいただきました佐久市の「東一本柳古墳出土品」につきましては、教育委員会において、速やかに指定の手続きを進めてまいります。

さて、新型コロナウイルス感染症ですが、地域の文化財関係についても様々な影響が出ております。各地で行われております祭礼等の伝統行事も、昨年引き続いて規模の縮小、あるいは中止を余儀なくされております。特色ある地域の文化の継承に少なからず影響があるのではないかと憂慮しております。

また、8月のお盆の豪雨をはじめ、度重なる災害も発生しておりまして、先ほど御説明したように、文化財の被災ということもございました。

県といたしましては、今後も国、あるいは市町村等と連携いたしまして、文化財の保存、継承の活動を支援してまいりますので、引き続き委員の皆様には、御指導、御助言を賜りますようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

3 閉会

○事務局（小林課長補佐兼文化財係長）

本日は長時間にわたり、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年度第1回長野県文化財保護審議会を閉会いたします。

初めてのオンライン開催ということで、いろいろと至らぬ点がございまして大変失礼いたしました。また、答申いただいた今回の東一本柳の関係ですが、調査票につきまして修正をして委員の皆様にお送りしたいと考えております。よろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。

令和3年9月13日

議事録署名委員 岩佐 光晴

議事録署名委員 高橋 龍三郎